



住所を変更するときは、必ず届出をして下さい!

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、住所を変更する際は、お早めに行ってください。

各地で不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発しています。このことから、窓口で身分確認を求める場合があります。代理人による届出の場合は、委任状と印鑑を忘れずに持参して下さい。

なお、65歳以上の方、もしくは40歳以上の方で介護保険の被保険者証をお持ちの方は、転出・転居の際には提出をお願いします。

種類	期間	届出人	国民健康保険証	国民年金手帳	転出証明書	介護保険証
転入届	横越町に引越してきたとき	引越してから14日以内	○	○	○	
転出届	横越町外に住所を移すとき	転出する日まで	○	○		○
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内	○	○		○
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内	○	○		

○印は、届出の際に持参して下さい。

届出は14日以内をお願いします

◆届出が必要な事項◆

こんなときには届出を	持参するもの	
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき 他の健康保険をやめたとき 生活保護を受けなくなったとき 子どもが生まれたとき	転出証明書 健康保険をやめた証明書 保護廃止決定通知書 保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき 他の健康保険に加入したとき 生活保護を受けるとき 死亡したとき	保険証 国保と健康保険の保険証 保険証、保護開始決定通知書 保険証
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき 住所、世帯主、氏名などが変わったとき 保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき 修学のため、子どもが他市区町村に住むとき 修学を終えたとき 出かせぎなどで別個の保険証が必要なとき	保険証、年金証書 保険証 使えなくなった保険証、身分を証明するもの 保険証、在学証明書 保険証、○保険証 保険証

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節となりました。そこで忘れてはならないのが保険証の確認です。左表のような異動が生じたときは、14日以内に町民生活課で手続きをして下さい。

交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関にかかる場合、国民健康保険について不明な点がありましたら、町民生活課国民健康保険係へお気軽にお問い合わせ下さい。

合、保険証を使って診察を受けるときは、町民生活課に届出をして下さい。

▼注意
①加害者から治療費を受け取っていただければ、国民健康保険は使えません。
②「第三者行為による傷病届」を提出して下さい。用紙は役場にあります。
③印鑑・交通事故証明書が必要です。

異動の際は忘れずに届出を 国民健康保険

統一地方選挙



県議会議員選挙
告示日 4月4日(金)
投票日 4月13日(日)

町長・町議会議員選挙
告示日 4月22日(火)
投票日 4月27日(日)

町長選挙・町議会議員選挙 4月8日に 立候補予定者説明会

平成15年4月27日執行の町長選挙および町議会議員選挙立候補予定者に対する立候補の手続き、届出等の事前説明会を開催します。立候補を予定されている方、またはその関係者はご出席下さい。

なお、この説明会は、4月22日(火)告示の手続きが主なもので、事務の効率を図るためのものです。この説明会に欠席して告示日に届出されても問題はありません。

◆日時 4月8日(火) 午後1時30分
◆会場 横越町役場 2階 会議室

町に住民登録された人
※ 平成15年1月4日以降に横越町へ転入した人で、転入前に県内のほかの市町村の選挙人名簿に登録されている人は、その市町村で投票できます。ただし、役場町民生活課で発行する「横越町に住所を移

◆期間 4月4日(金) 4月12日(土)
◆時間 午前8時30分 午後8時
◆場所 横越町役場2階研修室
(入場券到着後は、入場券をお持ち下さい。入場券はハガキで各世帯ごとに郵送します。)

指定病院などの不在者投票

おむね50床以上の指定病院等に入院している人は、病院等で投票することができます。病院等に申し出て下さい。



みなさんの大切な一票。棄権せず、投票しましょう。

身体障害者の「郵便による不在者投票」の請求をして下さい。

詳しくは、町選挙管理委員会事務局へお問い合わせ下さい。

☎385-2111

身体障害者の郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人は、自宅で投票する「郵便による不在者投票制度」があります。この制度により、投票する人は、あらかじめ選挙管理委員会に身体障害者手帳などを添えて「郵便投票証明書」(7年間有効)の請求をして下さい。

郵便による不在者投票ができる人

障害の範囲	障害の程度	投票方法
・身体障害者手帳をお持ちの人 ・戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	1級もしくは2級 1級から3級

・県知事が証明した人
・障害の程度が上記に該当する人

